

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年7月

1 日 時 令和4年7月25日(月) 午後1時30分～午後2時16分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香  
教育長職務代理者 河原 健  
教育委員 寺田 弘  
教育委員 萩谷 直美  
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸稔
参事	奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	大場 邦宏
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恭子

6 傍聴人 1名

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第27号 学校給食センター運営委員会への諮問について

議案第28号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(令和4年度守谷市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会  
所管分))

議案第29号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例)

議案第30号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例)

議案第31号 令和5年度使用小学校教科用図書採択について

議案第32号 令和5年度使用中学校教科用図書採択について

議案第 33 号 令和 5 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書  
の採択について

議案第 34 号 令和 5 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書  
の採択について

1	開会宣言	教育長	午後 1 時 30 分 開会を宣言
2	傍聴の許可	教育長	本会の傍聴希望者 1 名の傍聴を許可する。
3	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に河原委員を指名する。
4	議決事項	教育長	議案第 27 号「学校給食センター運営委員会への 諮問について」説明を求める。
		給食センター長	本案は、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、次の 3 つの事項について、学校給食センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に諮問するものです。 諮問事項（1）は、食物アレルギーに関する正しい知識を保護者・学校・教育委員会などが共通認識することで事故を防止し、全ての児童生徒が、安全で楽しい学校生活を過ごすことができるよう、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定することについて諮問するものです。 次に、諮問事項（2）は、給食の食材費等の値上がりを踏まえ、教職員など、児童生徒以外の給食費の見直しについて諮問するものです。 最後に、諮問事項（3）は、教職員の働き方改革を進めるため、現在、小中学校の校長に委任して徴収している学校給食費を、市が直接徴収することについて諮問するものです。
		教育長	はじめに、諮問事項（1）「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について」意見を求める。
		河原委員	事故を起こさないために、該当する児童生徒の保

	<p>護者、教職員、あるいは給食の調理や配膳を行う者などが、共通理解を持ってアレルギー対応を行うことは重要であり、きちんとしたマニュアルを作成することは必要だと思う。</p> <p>アレルギー対応食提供に当たっては、個別対応を希望する保護者要望もあると思うが、アレルギーの種類や度合いは一人ひとり異なるため、全ての要望に応えるのは難しい。その難しい対応を努力で乗り越えようとする、リスクも大きくなるため、無理はしない方が良く考える。</p> <p>給食センターが新しくなり、アレルギー対応食を提供できる個別の部屋が整備され、かなりの対応はできると思うが、現状の環境の中で、間違いなくできることをしっかり進め、その上で、マニュアルによって事故を防止してもらいたい。</p>
寺田委員	<p>既に、学校ごとのアレルギー対応マニュアルがあったように思うが、今回、新たに全校統一したマニュアルを策定するという理解で良いか。</p>
給食センター長	<p>各学校に、アレルギー対応の行動指針のようなものはありますが、市としてのアレルギー対応マニュアルは策定していません。そのため、来年度からアレルギー対応食を提供するに当たり、必要となるマニュアルを策定するものです。</p>
寺田委員	<p>学校側とよく調整をした上でマニュアルを策定し、策定後も、不具合等が確認されたら、適宜見直しを行ってほしい。</p> <p>また、アレルギー反応が出たときの対応（エピペン等）も含め、学校内で意思疎通を図ってもらいたい。</p>
教育長	<p>次に、諮問事項（２）「小・中学校及び給食センターの職員の給食費の見直しについて」意見等を求める。</p>
椎名委員	<p>児童生徒以外の給食１食当たりの金額が、現在いくらで、その金額がどうなる見込みなのか伺いたい。</p>

給食センター長	<p>現在の1月当たりの給食費は、小学生が4,207円、中学生及び職員等が4,536円です。</p> <p>近隣自治体における給食費の状況は、取手市が中学生と職員が同額、また、常総市、坂東市、つくばみらい市なども、職員との金額の差はつけていません。</p> <p>一方、つくば市は、1月当たりの給食費を、中学生が4,700円、職員が5,000円とし、土浦市は、中学生が4,300円、教職員が4,900円、それ以外の職員が6,800円と、給食費に差をつけているところもあります。</p> <p>今回、市では、令和4年8月臨時議会で補正予定の賄材料費増額分のうち、まず給食費における教職員等の割合に応じた額を算出し、それを1人当たりで換算して現在の1月当たりの給食費に加えると4,804円となるので、これを目安とした金額で運営委員会に提案したいと考えています。</p>
椎名委員	<p>それでも、1食当たり二百数十円と非常に恵まれた環境なので、教職員等の給食費の値上がりは致し方ないことだと思う。</p>
寺田委員	<p>ここで言う「職員」には「教員」も含まれるということでしょうか。</p>
給食センター長	<p>そのとおりです。</p> <p>取扱要綱では「小・中学校及び給食センターの職員」と表現されていますが、給食を食べている者のうち、児童生徒以外の全ての者を指すため、教員も含まれます。</p>
河原委員	<p>昨今の様々な食材費が値上がりしている中では、給食費の値上げはやむを得ないと思うが、この後の事務的な手続を伺いたい。</p>
給食センター長	<p>取扱要綱の一部改正そのものは議会案件ではないため、運営委員会で承認を得た後、教育委員会で諮り、御了承いただけましたら一部改正することができます。</p> <p>これにより、歳入予算の補正が必要になりますの</p>

	<p>で、9月定例月議会に一般会計補正予算について上程することになります。</p>
河原委員	<p>児童生徒の給食費を値上げすることがないように、児童生徒分の食材費の値上り分は一般会計から支出し、教職員等の食材費の値上がり分は教職員等の給食費値上げで対応することについて異論はない。</p> <p>物価変動の予測は難しいところだが、今回、値上げした後、すぐに再値上げといったことにならないように、運営委員会において適正な金額について議論していただきたい。</p>
寺田委員	<p>今回の給食費見直しが、物価高に伴う見直しであれば、仮に物価高が落ち着いて以前の状態に戻ったときは、どのようになるのか伺いたい。</p>
教育部長	<p>給食費の値上げの期間については、要綱上、年度内を予定したいと考えています。また、物価が以前の状況に戻るなど、値上げを続ける理由がなくなった場合には、先々の状況も含め試算を行った上で、値上げの期間について判断したいと思います。</p> <p>そのため、柔軟な対応ができるような形で要綱を定めたいと思います。</p>
教育長	<p>次に、諮問事項（3）「給食費の徴収事務の見直しについて」意見を求める。</p>
椎名委員	<p>給食費の徴収事務を市が直接行い、学校の業務からこの業務がなくなることは、学校長をはじめ、担当する事務職員にとっては、非常にありがたいことだと思う。</p> <p>ただ、未納があった場合には、例えば、就学援助の手続を進めるなど、教育委員会と学校とが綿密に連携する必要がある。</p> <p>また、このために必要となる人員の確保についても、適切にお願いしたい。</p> <p>最後に、現在の滞納整理の体制について伺いたい。</p>
給食センター長	<p>在学中の保護者に対しての滞納整理は、先生方に</p>

	<p>お願いしていますが、卒業生の保護者に対しては、給食センターが通知を出しています。10年位前までは各家庭を訪問していましたが、現在は行っていません。</p>
椎名委員	<p>未納があった場合の対応についても、予め決めておく必要があると思う。</p>
河原委員	<p>市が給食費を直接徴収することになれば、就学援助費や生活保護費における給食費分を給付額から差し引いて、直接、給食センターに支払うことが可能になるのか。</p>
給食センター長	<p>徴収に関しては、全て給食センターにおいて、引き受けることを想定しています。</p>
河原委員	<p>学校の現場では、担当する事務が減ることになり、歓迎されると思う。</p> <p>徴収事務に必要な人員や予算を確保し、実現してほしい。</p>
寺田委員	<p>給食費を市が直接徴収することは、教職員の働き方改革にもなるので、良いことだと思う。</p> <p>このことについて、国からの方針などが出ているのか伺いたい。</p> <p>また、市が直接徴収することになった場合には、生活保護費等から差し引きで徴収できるように検討してもらいたい。</p> <p>さらに、給食費は私債権のため徴収できなければ債権が残ってしまうため、市の債権管理条例を活用し整理しながら、徴収の効率化を図ってもらいたい。</p> <p>また、徴収するための人員確保が難しい場合もあると思うので、委託で実施することも含めて、諮問の際に議論してもらいたい。</p>
教育長	<p>議案第27号「学校給食センター運営委員会への諮問について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>

教育長	議案第28号、議案第29号、議案第30号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
各委員	異議なし
教育長	<p>議案第28号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）」について説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育部長による説明）</p>
教育長	議案第28号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）」について採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	<p>議案第29号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （生涯学習課長による説明）</p>
教育長	議案第29号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について採決する。

採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第30号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （生涯学習課長による説明）</p>
教育長	<p>議案第30号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の令和5年度に使用する小中学校の教科用図書及び特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択については、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>議案第31号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育指導課長による説明）</p>
教育長	<p>議案第31号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」採決する。</p>

採決結果	全員賛成可決
教育長	<p>続く、議案第32号、議案第33号、議案第34号については、一括審議としたい。</p>
各委員	異議なし
教育長	<p>議案第32号「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」説明を求める。</p>
教育長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育指導課長による説明）</p>
教育長	<p>議案第33号「令和5年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」説明を求める。</p>
教育長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育指導課長による説明）</p>
教育長	<p>議案第34号「令和5年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」説明を求める。</p>
教育長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 （教育指導課長による説明）</p>
教育長	<p>議案第32号「令和5年度使用中学校教科用図書の採択について」、議案第33号「令和5年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」及び、議案第34号「令和5年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択につ</p>

<p>5 閉会宣言</p>	<p>採決結果 全員賛成可決</p> <p>教育長 次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日時 令和4年8月25日(木)</li><li>午後3時00分～</li><li>・場所 中央図書館視聴覚室</li></ul> <p>午後2時16分 閉会を宣言</p>
---------------	--